



平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会社名 株式会社 広島銀行
代表者名 取締役頭取 池田 晃治
(コード番号 8379 東証第 1 部)
問合せ先 総合企画部長 前田 昭
(TEL 082-247-5151)

役員体制および執行役員制度の見直しについて

当行では、今年度から取組んでおります中期計画「2015～地域と共に未来を『創る』～」において掲げている「ガバナンス・営業推進体制の強化」の一環として、本日開催の取締役会において、役員体制および執行役員制度の見直しについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 見直しの理由・目的

取締役が担う意思決定機能および業務執行監督機能と執行役員が担う業務執行機能について、それぞれの役割と責任を明確化することにより、更なるガバナンスの強化ならびに業務執行に係る機能の強化および機動性の向上等を図ってまいります。

2. 見直しの概要

- (1) 取締役については、専務取締役および常務取締役の役付取締役を廃止し、取締役としては、取締役会の構成員として、重要事項に係る意思決定および業務執行状況の監督を担う一方で、兼務する執行役員として業務執行を担うように改めます。
- (2) また、執行役員については、現行の雇用型執行役員制度を委任型執行役員制度に改めて、雇用者の位置付けから、経営からの業務執行に係る受任者としての位置付けを明確化するとともに、現在、取締役が担っている本店各部の担当役員を執行役員が担うように改めます。
なお、これまでと同様に、執行役員の任期は 1 年とし、選解任は取締役会にて決議いたします。

3. 実施時期

平成 27 年 6 月 25 日

4. 本件の見直しに関連する役員人事

本件に関連する取締役および執行役員の選任につきましては、別途、お知らせいたします。

以 上

【本件に関する問い合わせ先】 TEL:082-247-5151
総合企画部 企画室 室長 松原 真児